

平成 25 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社カイオム・バイオサイエンス  
代表者名 代表取締役社長 藤原 正明  
(コード：4583 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営管理本部シニアディレクター 清田 圭一  
(TEL. 03-5206-7401)

**第三者割当により発行される行使価額修正条項付き第 7 回新株予約権の発行及び  
コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 2 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される行使価額修正条項付き第 7 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本資金調達」といいます。）を行うこと及び割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を、以下「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 25 年 3 月 4 日
(2) 新株予約権の総数	426 個
(3) 発 行 価 額	総額 51,972,000 円（新株予約権 1 個につき 122,000 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：426,000 株（新株予約権 1 個につき 1,000 株） なお、行使価額の修正にかかわらず、潜在株式数は 426,000 株で一定です。
(5) 資金調達の額	5,048,952,000 円（差引手取概算額：5,024,952,000 円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：51,972,000 円 新株予約権行使による調達額：4,996,980,000 円
(6) 行使価額及び行使価 額の修正条件	当初の行使価額 11,730 円 本新株予約権の発行後、行使価額は、平成 25 年 3 月 11 日を初回として、毎週月曜日（以下「修正日」といいます。）に、前週の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ」といいます。）における当社普通株式の売買高加重平均価格（前週の総売買代金を前週の総出来高で除した金額をいい、出来高がない場合には、その直前において出来高のある週の総売買代金を当該週の総出来高で除した金額をいいます。）の 92%に修正されます（1 円未満の端数を切り上げます。以下「修正後行使価額」といいます。）。修正後行使価額は、当該修正日から適用されます。 上記にかかわらず、修正後行使価額が当初行使価額の 50%である 5,865 円（以下「下限行使価額」といいます。）を下回る場合は、修正後行使価額を下限行使価額とし、修正後行使価額が当初行使価額の 150%である 17,595 円（以下「上限行使価額」といいます。）を上回る場合は、修正後行使価額を上限行使価額とします。 なお、本新株予約権の発行要項の定めに従い、行使価額が調整される

	場合、修正後行使価額、下限行使価額及び上限行使価額も調整されま す。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 (以下「マイル ストーン社」といいます。) に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	<p>① 本新株予約権の行使指示 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内に いつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、 同社と締結した本契約により、当社は、割当日以降、毎営業日におい て、前営業日 (終値が無い場合は、直前営業日とします。) におけるマ ザーズ終値が下限行使価額を上回る場合には、本新株予約権を 1 個行 使するよう指示することができます。</p> <p>② 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権 者が保有することとなる当社普通株式総数が、本新株予約権の発行 決議日 (平成 25 年 2 月 15 日) 時点における当社発行済株式総数 (4,254,400 株) の 10% (425,440 株) 以上となる場合の、当該 10%以上の部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が 付されております。</p> <p>③ 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から 1 ヶ月を経過した日以降いつ でも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約 権を取得する日 (以下「取得日」といいます。) を決議することがで き、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株 予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 2 週間前ま でに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個に つき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残 存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとさ れております。</p> <p>⑤ コミットメント条項付き第三者割当契約 当社は、マイルストーン社との間で、金融商品取引法に基づく届出 の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当契約を締結す る予定です。</p>

(注) 1. 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される  
財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価  
額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約  
権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を償却した場合に  
は、調達資金の額は減少します。

2. 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### 【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社が事業活動を行っているグローバルの抗体医薬品市場は、バイオ医薬品市場の中でも最も大きな  
構成を占めていると同時に、いまだ成長を続けており、この数年、抗体医薬品の世界市場における売上  
高は、年間 10~20%の成長を遂げています。また、現在、製薬企業各社により 400 以上の治療用抗体の  
治験が進められており、将来的にも大変魅力的な市場です。その一方で、企業によっては、臨床開発の

高いハードルを突破できない事例や従来の抗体作製技術では抗体を取得できない事例も多くあり、リスクが大きい市場であるともいえます。

当社は、多様な抗体を迅速に創出して新規医薬品の開発につなげることにより、新しい治療法を必要とする患者さんやその家族の方々のお役に立ちたいと願っております。治療法が確立されていない個別疾患や広域に流行する新興感染症は人類にとって大きな脅威です。癌や免疫、アレルギー、更には中枢系等の多くの疾患に対して抗体医薬品が開発されていますが、患者さんによってその抗体が効かないことがあります。個々の患者さん特有の疾患に対しては、本来であれば個々の患者さんにとって最適な治療が必要です。現在の医薬あるいは医療制度ではそれは十分なレベルには達しておりません。当社は完全ヒト抗体を提示する独自技術である完全ヒト ADLib®システム（注）を開発し、さらにこのシステムの技術的発展を図ることにより、それぞれの患者さんにとって最適な抗体を提供することによって医療に貢献できると考えております。

当社がこれまで注力してきた完全ヒト ADLib®システムの開発に関しては、平成 24 年 12 月 12 日付「(開示事項の経過) 完全ヒト ADLib®システム開発の進展に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、そのプロトタイプ完成のための主要な 3 つの課題を全てクリアしたことで、この実現性が高まってきております。そこで当社は、従来技術では獲得できなかった抗体を短期間に創出することが可能となる完全ヒト ADLib®システムと、抗体の機能向上を可能にする様々な独自技術を組み合わせることにより、継続的に高付加価値抗体を迅速に創出させることが、新たなる企業価値向上のため大変重要になると考えるにいたりました。すなわち、完全ヒト ADLib®システムをハブとして、提携技術との組み合わせにより、従来にはなかった付加価値の高い抗体を未来の患者さんに提供することが上記市場における当社の企業価値を高めると考えております。また、完全ヒト ADLib®システムに提携技術を組み合わせる過程で、アカデミア（大学及び公的研究機関等）との共同研究等によって取得した抗体を製薬企業等へ導出する当社のリード抗体ライセンスアウト事業に大きな付加価値がもたらされるものと考えております。

そこで、当社は、研究開発及び技術提携への積極的な資金投入を早期に行い、複数の有望なパイプライン構築を促進していくことで、中長期的な当社の企業価値を高めたいと考えております。また、上記の事業を展開していくためには、研究開発の推進のみならず、独自の優れた技術を保有する企業とのアライアンス機会の発掘及び連携を深めることが必須であり、アライアンスに留まらず技術やターゲットの買収、海外拠点の立上げの機会を捉えるなどして、当社の事業開発機能を強化していきたいと考えております。

今回の調達資金は、以上のような考えのもとで中長期的に計画している研究技術開発資金、技術提携資金、パイプライン開発資金及び有望な技術ライセンス獲得資金並びに事業運転資金に充当いたします。当社は、これらの研究開発投資を積極的に行うことが中長期的な当社の企業価値向上につながると考えており、本成長戦略が、ひいては既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

#### （注）完全ヒト ADLib®システム

DT40 細胞がもつニワトリ抗体の遺伝子の主要部分をヒト抗体の遺伝子に置き換えることです。当社では、このヒトの抗体を作り出す ADLib®システムを構築することを当面の研究目標として掲げております

#### 【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択するに至った具体的な検討内容であります。

##### （1）その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。しかしながら、当社の事業は未だ先行投資段階にあり、継続的な営業損失が生じている当社の現況において、間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況にあります。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況でありま

す。

次に、直接金融による資金調達方法の検討において、公募増資及び株主割当増資は、調達に要する時間及びコストが第三者割当による株式及び新株予約権の発行より多くかかること、また、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

そして、第三者割当増資による新株式の発行は、割当予定先の保有方針・投資目的や規模によっては主要株主の異動が発生し、経営方針の急激な転換が行なわれた場合、当社の企業価値が毀損することで既存株主の皆様の利益を害する可能性があり、今回当社が期待する企業価値向上に繋がる条件下で適当な割当予定先を見つけることは困難であったため、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

また、第三者割当による行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正型の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指図することができず、また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時に当社がその上昇メリットを享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する本新株予約権の発行という資金調達方法は、他の増資施策と比較して以下の「(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について」に記載の特徴があり、株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様の利益に十分に配慮しながら継続的な研究開発資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

## (2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は、当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。

また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと（本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%以上となる場合の、当該10%以上の部分に係る新株予約権の行使はできないこととする）、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこととあります。そして、上記①及び③の事項につきましては、マイルストーン社より純投資であることの表明を受けるとともに、当社を除く上場企業17社に対して第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実例を基に純投資実績を確認しております。上記②、④及び⑤の事項につきましては、マイルストーン社との第三者割当契約にその旨を定めております。これらによりマイルストーン社は、当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であると判断いたしました。

本資金調達方法には、他の資金調達方法と比較して各々メリット及びデメリットがある中で、当社は、以上のような点を総合的に勘案し、また以下で述べる本資金調達方法及びエクイティ・コミットメント・ラインの特徴も踏まえた結果、本資金調達方法が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

### 【本資金調達方法の特徴】

#### ① 株式価値希薄化への配慮

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、本新株予約権の発行要項第11項に基づく行使価額

の調整が行われない限り、行使価額の修正にかかわらず 426,000 株で一定であり、希薄化率は、発行済株式数を分母とした場合、10.01%までに制限されます。また、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（平成 25 年 2 月 15 日）時点における当社発行済株式総数（4,254,400 株）の 10%（425,440 株）以上となる場合の、当該 10%以上の部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化ができるだけ生じないよう配慮しつつ、当社として必要な規模の資金調達の実現が可能と考えております。

## ② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の 10.01%（426,000 株）であり、割当予定先において、本新株予約権の行使により発行される当社普通株式が順次市場にて売却されることにより、流動性の向上が見込まれます。

## ③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、又はより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

## ④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

### 【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権に係るエクイティ・コミットメント・ラインは、既存株主の皆様の株式価値の希薄化抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

#### （1）行使指示条項

当社は、割当日以降、毎営業日において、前営業日（終値が無い場合は、直前営業日とします。）におけるマザーズ終値が下限行使価額を上回る場合には、本新株予約権 1 個の行使を指示することができます。これにより資金需要の発生時期に合わせて、当社が割当予定先に新株予約権の行使を一定の条件と制限のもとで指示することができるため、機動的な資金調達が可能であります。

#### （2）行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社普通株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成 25 年 2 月 15 日）時点における当社発行済株式総数（4,254,400 株）の 10%（425,440 株）以上となる場合の、当該 10%以上の部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

本新株予約権の行使による割当予定先の保有株式割合は、最大、当社発行済株式総数の 10.01%（426,000 株）になる場合が考えられますが、一度に行使を行うこと等により、割当予定先が主要株主となることを制限することを目的に定められた条項であります。かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の本新株予約権の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

#### （3）取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から 1 ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

#### (4) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記(1)記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

なお、本新株予約権に係るエクイティ・コミットメント・ラインには、以下の様なデメリットがあります。

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となります。
- ② 割当予定先の基本方針として、長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された株式は、原則として短期保有であり、市場で売却されるため、市場株価の下落を招く可能性があります。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、資金調達ができない可能性があります。
- ④ 株価が下落した場合、資金調達額が予定額を下回る可能性があります。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	5,048,952,000 円
内訳 (新株予約権の発行による調達額)	51,972,000 円
(新株予約権の行使による調達額)	4,996,980,000 円
発行諸費用の概算額	24,000,000 円
差引手取概算額	5,024,952,000 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用 5 百万円、登記費用関連費用 18 百万円、その他諸費用 (株式事務手数料・外部調査費用) 1 百万円となります。
3. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① リード候補抗体の分析、評価、非臨床試験及び初期臨床試験	2,150	平成 26 年 3 月期 ～平成 28 年 3 月期
② 複数の海外製薬企業との共同研究による非臨床試験	800	平成 26 年 3 月期 ～平成 28 年 3 月期
③ 新規抗体候補獲得のためのスクリーニング等の研究費 (6Project/年)	540	平成 26 年 3 月期 ～平成 28 年 3 月期
④ 新規ターゲット及びADLib®システムと相乗効果をもたらす技術、ターゲット等のライセンス獲得	500	平成 26 年 3 月期 ～平成 28 年 3 月期

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
⑤ 海外事業拠点、事業開発拠点、研究拠点の設立	400	平成 27 年 3 月期 ～平成 28 年 3 月期
⑥ 運転資金	634	平成 26 年 3 月期 ～平成 28 年 3 月期
合 計	5,024 (注 4)	

(注) 現在記載する内容から変更があった場合には、適宜開示いたします。

① リード候補抗体の分析、評価、非臨床試験及び初期臨床試験の主な内訳

平成 26 年 3 月期における non-GLP 非臨床試験 (注 1)、抗体製造費用、分析費用等に 50 百万円、平成 27 年 3 月期における候補抗体の非臨床パッケージ (注 2)、CMC 開発 (MCB 構築、GMP 製造) (注 3) に 800 百万円、平成 28 年 3 月期における臨床試験 3 試験、治験薬製造費用、臨床検査費用等に 1,300 百万円を見込んでおります。

② 複数の海外製薬企業との共同研究による非臨床試験の主な内訳

平成 26 年 3 月期における候補抗体作製、ヒト化、配列解析等に 75 百万円、平成 27 年 3 月期における non-GLP 非臨床試験、抗体製造費用、分析費用等に 50 百万円、平成 28 年 3 月期における非臨床パッケージ、CMC 開発 (MCB 構築、GMP 製造) 等に 675 百万円を見込んでおります。

③ 新規抗体候補獲得のためのスクリーニング等の研究費の主な内訳

平成 26 年 3 月期～平成 28 年 3 月期の各年度毎に 180 百万円、合計 540 百万円を見込んでおります。

④ 新規ターゲット及び ADLib®システムと相乗効果をもたらす技術、ターゲット等のライセンス獲得の主な内訳

ADLib®システムと相乗的に働く新規技術又は特許のライセンスを想定し、抗原確保として製薬企業・大学・公的研究機関等からの抗原の権利獲得費用に年間 100-200 百万円、合計 500 百万円を見込んでおります。

⑤ 海外事業拠点、事業開発拠点、研究拠点の設立の主な内訳

平成 27 年 3 月期における米国での事業開発拠点設立に 100 百万円、平成 28 年 3 月期における研究拠点設立に 300 百万円を見込んでおります。

⑥ 運転資金

人件費、支払報酬、支払手数料、合計 634 百万円

(注 1) non-GLP 非臨床試験

GLP (Good Laboratory Practice : 医薬品開発において、安全性評価試験の信頼性を確保するために試験施設の設備、機器、組織、試験及び管理等の手順について定めた基準) に基づかない初期の非臨床試験のことをいいます。

(注 2) 非臨床パッケージ

臨床試験を実施するために、ヒトでの安全性を担保するためのヒト以外での一連の動物試験を意味します。

(注 3) CMC 開発

Chemistry (化学), Manufacture (製造), and Control (管理) の略であり、医薬品の原薬、製剤の研究、開発、製造、品質管理等の開発のことをいいます。なお、MCB (Master Cell Bank) 構築は、承認取得後に販売するための抗体を産生する大元の単一細胞を作製することを意味し、GMP (Good Manufacturing Practice) 製造は、医薬品の原薬や製剤の製造で安定した品質を保証し、

ミスを防ぐための製造工程、設備、原材料の品質、検査方法、管理方法等に関する基準に基づく製造を意味しております。

(注4) 本新株予約権の行使が権利行使期間内に進まず、当初予定していた資金調達額に満たない場合、上記①「リード候補抗体の分析、評価、非臨床試験及び初期臨床試験」に優先的に充当し、調達金額に応じて上記②～⑤の資金使途に適宜充当いたします。また、上記⑥の運転資金は上記資金調達額を超える場合に充当いたします。

なお、権利行使期間内に本新株予約権の全部又は一部が行使されなかった場合、不足する資金につきましては、当社が期待する企業価値向上に繋がるような資金調達方法の検討を予定しております。

今回の調達資金は、中長期的に計画している研究技術開発資金、技術提携資金、パイプライン開発資金及び有望な技術ライセンス獲得資金並びに事業運営資金に充当し、研究開発投資を積極的に行うことで、中長期的な企業価値向上を通じて既存株主の利益に資するものであると判断しております。

なお、差引手取概算額については、上記の通り支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金での安定的な金融資産で運用する予定です。なお、上記資金使途は、平成28年3月期までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、本新株予約権の行使状況により資金調達額や調達時期が決定されることから、上記資金使途の内訳については変更する可能性があります。新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による資金調達により、前述の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載した使途に充当して創薬技術開発の継続及び技術提携、並びにリード抗体候補の継続的な創出及び開発による独自の開発パイプラインの充実を実施すること等により、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、当社が研究開発のビジネスステージから完全ヒトADLib<sup>®</sup>システムをハブとした独自のプラットフォームテクノロジーとパイプラインを有するグローバルファーマのビジネスステージへと移行するために必要不可欠な資金であります。従いまして、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様利益にも資するものと考えておりますので、資金使途は合理的であると判断いたします。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価を実施しました。当社はこれを参考に、第7回本新株予約権の1個当たりの払込金額を122,000円(1株当たり122円)といたしました。

本新株予約権の当初行使価額は、本新株予約権の発行決議日前日(平成25年2月14日)のマザーズの終値の92%に相当する金額とし、その後の行使価額(修正後行使価額)は、修正日に前週のマザーズにおける売買高加重平均価格の92%に修正(1円未満の端数を切り上げます。)されます。当初行使価額及び修正後行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案しマイルストーン社と協議した上で総合的に判断いたしました。

本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場



を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成25年2月13日付「四半期報告書」において公表した直近の四半期決算の状況を踏まえて形成されると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためです。

参考までに、当初行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日までの過去1か月間の当社株式の終値平均株価14,363円に対し18.33%のディスカウント、過去3か月間の終値平均株価8,874円に対して32.19%のプレミアム、過去6か月間の終値平均株価4,942円に対して137.34%のプレミアムとなっております。

以上を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行条件は、適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また当社監査役全員は、本新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を妥当とする旨の意見を述べております。そして、上記算定根拠による発行条件についての考え方及びそのプロセスについて、当社は顧問弁護士から、本新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当しないという旨の法律意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は426,000株であり、平成24年9月30日現在の当社発行済株式総数株4,173,400株に対し10.21%（平成24年9月30日現在の当社議決権個数41,727個に対しては10.21%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、今後、複数の有望なパイプライン構築を促進し、中長期的な企業価値を高めるためには、研究開発及び技術提携への積極的な資金投入を早期に行っていくことが求められており、当該規模の資金調達が必要であると考えております。

また、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成24年3月期△12.11円、平成23年3月期△63.38円、平成22年3月期△62.83円と、いずれもマイナスに留まっております。本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による資金調達を前述の資金使途に充当することで、将来において黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であるとと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
(4) 事 業 内 容	投資事業
(5) 資 本 金	10百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成24年2月1日（注1）
(7) 発 行 済 株 式 数	200株

(8) 決算期	1月31日		
(9) 従業員数	3名		
(10) 主要取引先	みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 (持株比率 100%)		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (注2)			
決算期	平成22年1月期 (注3)	平成23年1月期 (注3)	平成24年1月期 (注3)
純資産	△51	2	13
総資産	271	817	245
1株当たり純資産(円)	△258,390	10,568	65,616
売上高	768	2,532	724
営業利益	△32	386	14
経常利益	△32	386	14
当期純利益	△61	53	11
1株当たり当期純利益(円)	△308,390	268,959	55,048
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※上記は、平成25年2月15日現在のものです。

※割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー：東京都千代田区）に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

- (注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。
2. 平成25年1月期については、未確定のため、表示しておりません。
3. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）の業績です。

## (2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重し

ていただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達に適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。なお、マイルストーン社とは、代表取締役の浦谷元彦氏が、当社開催の「平成 25 年 3 月期第 2 四半期決算説明会」に参加されたことを契機として、その後、本資金調達の提案があり、双方で協議・交渉を進めてきた経緯があります。

このような検討を経て、当社は、平成 25 年 2 月 15 日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成 21 年 2 月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。(同社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。)開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までの約 4 年間で、当社を除く上場企業 17 社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権はすべて行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。本新株予約権についても、これまでと同様に同社による市場動向に応じた適時な行使がされると考えております。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達の方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の筆頭株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことから、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社とマイルストーン社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。マイルストーン社は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。また、当社とマイルストーン社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に MSCB 等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、平成 23 年 2 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社(新設分割前)の第 3 期事業報告書を受領し、その損益計算書により当該期間の売上高が 724 百万円、営業利益が 14 百万円、経常利益が 14 百万円、当期純利益が 11 百万円であることを確認いたしました。また、その貸借対照表では平成 24 年 1 月 31 日現在の現金及び預金が 17 百万円であるところ、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領して平成 25 年 1 月 23 日現在の預金残高が 447 百万円であることを確認して払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。そして、マイルストーン社より引受けに係る払

込を行うことが十分に可能である資金を保有していることを表明及び保証した書面を受領しております。なお、マイルストーン社からは、本新株予約権の行使にあたり基本的に本新株予約権の行使を行い株式貸借契約に基づいて借り受けた当社普通株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことを予定しており、また、本新株予約権の行使指示についても、日々の行使について指示できる個数は1営業日あたり、1個となっていることから、一時に大量の資金が必要になることはなく、その円滑な実施のために当社の大株主との間で当社普通株式の貸借契約を締結する旨の説明を受けました。

また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の払込みに要する財産を有しているものと判断いたしました。

#### (5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社の代表取締役社長である藤原正明との間で、平成25年2月12日から平成27年3月3日までの期間において当社普通株式80,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

#### (6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

### 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成24年9月30日現在）	
ファストトラックイニシアティブ1号投資事業有限責任組合	10.02%
藤原 正明	6.13%
太田 邦史	5.75%
野村証券株式会社	3.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.76%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	3.11%
瀬尾 秀宗	2.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.54%
富士レビオ株式会社	2.40%
GMOクリック証券株式会社	1.99%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成24年9月30日時点の株主名簿を基準としております。なお、平成24年11月20日及び平成24年12月5日付「主要株主の異動に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、主要株主及び筆頭株主に異動があります。

3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成27年3月3日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

4. 本新株予約権の行使による交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

## 8. 今後の見通し

現在のところ、平成 25 年 2 月 6 日に発表いたしました平成 25 年 3 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

### ○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近 3 年間の業績

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
売上高	380 百万円	463 百万円	633 百万円
営業利益	△201 百万円	△231 百万円	△7 百万円
経常利益	△202 百万円	△237 百万円	△42 百万円
当期純利益	△164 百万円	△180 百万円	△44 百万円
1 株当たり当期純利益	△62.83 円	△63.38 円	△12.11 円
1 株当たり配当金	—	—	—
1 株当たり純資産	△281.95 円	△285.29 円	253.04 円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 1 月 31 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,254,400 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	535,000 株	12.58%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%

〔(注)．上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。〕

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近 3 年間の状況

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
始値	—	—	1,240 円
高値	—	—	1,380 円
安値	—	—	903 円
終値	—	—	1,084 円

(注) 1 当社は、平成 23 年 12 月 20 日に新規上場したため、平成 23 年 3 月期及び平成 22 年 3 月期については記載していません。

2 当社は、平成 24 年 4 月 1 日を効力発生日とする株式分割（1 株につき 2 株の割合）を行っております。上記表中の株価は当該株式分割前の株価に対し、分割後の調整がなされたものと

して記載しております。

3 平成24年3月期の始値は、新規上場日の始値です。

② 最近6か月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始 値	1,018円	900円	1,294円	2,431円	3,800円	9,510円
高 値	1,065円	1,298円	2,381円	4,500円	10,850円	21,280円
安 値	880円	899円	1,195円	1,916円	3,240円	8,840円
終 値	897円	1,298円	2,381円	3,815円	8,300円	14,090円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成25年2月14日
始 値	12,200円
高 値	13,500円
安 値	11,810円
終 値	12,750円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	平成23年12月19日
調 達 資 金 の 額	456,992,000円（差引手取概算額）
発 行 価 額	2,484円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	1,858,000株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	188,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	2,046,000株
割 当 先	大和証券キャピタル・マーケット株式会社、みずほ証券株式会社、いちよし証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、株式会社SBI証券、岡三証券株式会社、コスモ証券株式会社、エース証券株式会社、丸三証券株式会社、むさし証券株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	研究機器購入費用として支出 研究施設移転に伴う研究設備の拡充のために支出 独自の創薬基盤技術ADLib®システムにかかる研究開発費及び医薬品候補抗体の非臨床段階までの研究開発費として支出 研究施設移転に伴う費用として支出
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成24年1月以降随時
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	研究機器購入費用として支出 独自の創薬基盤技術ADLib®システムにかかる研究開発費及び医薬品候補抗体の非臨床段階までの研究開発費として支出 研究施設移転に伴う費用として支出

（注）上記の発行価額及び株式数については、平成24年4月1日を効力発生日とする株式分割（1株につき2株の割合）による調整を行っておりません。

## 10. 発行要項

株式会社カイオム・バイオサイエンス第7回新株予約権（第三者割当て）

### 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社カイオム・バイオサイエンス第7回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 51,972,000 円
3. 申込期日 平成 25 年 3 月 4 日
4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 3 月 4 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 426,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 1,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 426 個
8. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額 金 122,000 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初 11,730 円（以下「当

初行使価額」という。)とする。

#### 10. 行使価額の修正

- (1) 本新株予約権の発行後、平成 25 年 3 月 11 日を初回として、毎週月曜日（以下「修正日」という。）に、前週の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ」という。）における当社普通株式の売買高加重平均価格（前週の総売買代金を前週の総出来高で除した金額をいい、出来高がない場合には、その直前において出来高のある週の総売買代金を当該週の総出来高で除した金額をいう。）の 92%に修正される（1 円未満の端数を切り上げる。以下「修正後行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）。修正後行使価額は、当該修正日から適用される。
- (2) 本項第(1)号の規定にかかわらず、修正後行使価額が当初行使価額の 50%である 5,865 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回る場合は、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が当初行使価額の 150%である 17,595 円（以下「上限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を上回る場合は、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正が行われる場合、当社は、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交 株 式 付 数} \times \text{1 株 当 た り の 払 込 金 額}}{\text{1 株 当 た り の 時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）  
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
  - ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
  - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを



含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

調整前行使価額により当該期間

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使期間

平成25年3月4日から平成27年3月3日(但し、平成27年3月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%以上となる場合の、当該10%以上の部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 本新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできない。

### 14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から1ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

### 15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

#### (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

#### (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

#### (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

#### (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

#### (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第12項ないし第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

#### (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

### 16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

#### 20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

#### 21. 行使請求受付場所

株式会社カイオム・バイオサイエンス 経営管理部

#### 22. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 本郷支店

#### 23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を122,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、当初行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成25年2月14日）のマザーズにおける当社普通株式の終値に92%を乗じて得た金額を基に決定した。

#### 24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上